次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第24　［略］	**別表第24**　［同左］
1　機器点検	1　機器点検
次の事項について確認すること。	次の事項について確認すること。
［(1)～(14)　略］	［(1)～(14)　同左］
(15)　運転性能	(15)　運転性能
無負荷運転を実施し、次に掲げる項目について確認すること。	漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。
ア　運転状況	［新設］
漏油、異臭、不規則音、異常な振動等がなく、運転が正常であること。	
イ　換気	
給気及び排気の状況が適正であること。	
［(16)～(18)　略］	［(16)～(18)　同左］
2　総合点検	2　総合点検
次の事項について確認すること。	次の事項について確認すること。
［(1)・(2)　略］	［(1)・(2)　同左］
(3)　自家発電装置（原動機と発電機を連結したものをいう。）	［新設］
原動機と発電機の接続部の状況が適正であること。	
(4)　［略］	(3)　［同左］
(5)　［略］	(4)　［同左］
(6)　運転性能	(5)　負荷運転
ガスタービンを原動力とする自家発電設備以外のものについて、次のいずれかにより確認すること。	
ただし、製造年から６年を経過していないもの又はこの点検を実施してから６年を経過していないものであって、運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合を除く。	
ア　負荷運転	ア　運転状況
負荷運転を実施し、漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であることを確認すること。	漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。
イ　内部観察等	イ　換気
機器内部の観察、潤滑油や冷却水の成分分析等を実施し、腐食、劣化等がないことを確認すること。	給気及び排気の状況が適正であること。
(7)　［略］	(6)　［同左］
ア　運転切替性能（電力を常時供給する自家発電設備に限る。）	ア　運転切替性能
［略］	［同左］
［イ・ウ　略］	［イ・ウ　同左］